

幼稚園型認定こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供に当たり、千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に基づき、次のとおり説明いたします。

1 設置者

法人	学校法人古川学園	代表者	理事長 秋山 清
所在地	千葉県美浜区幸町2番9号3		
連絡先	Tel : 043-247-3921 / fax : 043-304-6338		

2 名称・所在地

名称	認定こども園 あいりす幼稚園	園長	水藤 リエ
所在地	千葉県美浜区幸町2番9号3		
連絡先	Tel : 043-247-3921 / fax : 043-304-6338		

3 園の目的及び運営の方針

(1) 目的

当園は、保護者の就労状況にかかわらず、小学校前の子どもの質の高い幼児教育及び保育を提供するとともに、地域の子ども及び子育て家庭を支援することを目的とします。

(2) 運営方針

当園は、学校教育法その他の法令等を遵守し、教育の質を高め、保護者の協力を得て体育・徳育・知育の調和のとれた教育を実施します。

4 施設・設備等

(1) 園地

園地総面積 2115.00 m² (うち園舎建築面積 419.02 m²、園庭 1005.36 m²
その他 690.62 m²)

(2) 園舎等

区分	建築 年度	構造	床面積	用 途		
				保育室	遊戯室	その他
園舎	R2	S	758.81 m ²	4室 215.67 m ²	1室 107.07 m ²	436.07 m ²

5 教育・保育などの内容

- (1) 「明るく元気な子」「挨拶のできる子」「仲良く遊べる子」「考える子」「頑張れる子」を教育目標に掲げ、人間形成の基礎を築くことを育てていきます。
- (2) 提供する教育・保育内容は、支給認定の種類に応じて、次の通りです。

ア 教育標準時間認定（1号認定）の園児

学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供します。また、必要に応じて、預かり保育を提供します。

イ 保育認定（2号認定）の園児

上記の（1）の幼児教育を提供するとともに、8時間から11時間まで（教育時間を含む）の保育を提供します。

- (3) 教育・保育等を行う日及び時間は次のとおりです。

認定区分	提供日	提供時間	預かり保育
教育標準時間 (1号認定)	月～金曜日	9:00～15:00	7:30～9:00 15:00～18:30
保育標準時間 (2号認定)	月～金曜日	7:30～18:30	7:30～9:00 15:00～18:30
保育短時間 (2号認定)	月～金曜日	9:00～17:00 (8時間) (仕事の時間によって考慮致します)	

- (4) 休園日は次のとおりです。

- ・土・日曜日
- ・国民の祝日
- ・12月29日から31日及び翌年の1月1日から1月3日
- ・8月11日から8月16日

また1号認定の園児については、以下の休業日を設けます。

- ・夏季休業 7月第3週から8月31日まで
- ・冬季休業 12月第3週から始業式前日まで
- ・春季休業 3月第3週から始業式前日まで
- ・創立記念日 5月2日
- ・県民の日 6月15日
- ・その他園長が必要と認めた日

- (5) 教育・保育等の1日の流れの目安は次のとおりです。

時刻	教育標準時間	保育標準時間
7:30	預かり保育	順次登園
9:00	登園	遊び
10:00	教育活動	教育活動
12:00	昼食	昼食
15:00	降園	遊び
	預かり保育	順次降園
18:30	降園	

- (6) 食事の提供

ア 提供方法

外部搬入により提供します。

【委託業者】幼稚園給食

イ 提供する日

教育標準時間認定（1号認定）、保育認定（2号認定）の園児には原則として毎日提供します。ただし、行事の際など、弁当の持参をお願いする場合があります。

ウ 献立

毎月、月末に翌月の献立をお知らせします。

エ アレルギー対応

お子さんが食物アレルギーをお持ちの場合は、必ず事前にお知らせください。必要に応じて園医や主治医と相談し、委託業者と協議の上、除去食等の対応を行うとともに誤食など事故を防止するために必要な措置を講じます。

- (7) 行事等

入園式、遠足、保育参観、夕涼み会、運動会、お芋掘り、おもちつき大会、発表会、観劇、卒園式等を予定しています。

時期については別途お知らせいたします。

- (8) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

送迎の範囲は別紙でお知らせします。

6 職員

当園は、千葉市が定める配置基準を遵守し、次に掲げる職員を配置します。

ただし、職員の数人は、園児数に応じて変動させる場合があります。

職種	人数	職務内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1人（常勤専従）	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
教諭等	8人 （常勤専従 4人 非常勤 4人）	園児の教育・保育等直接従事する。
事務員	1人（常勤専従）	園の事務的な仕事に従事する。
園医	1人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断等行う。
園歯科医	1人（嘱託）	園児の健康管理、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導・助言等行う。

7 利用定員

当園の利用定員は次の通りです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市が定める職員配置等の基準の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

認定区分	3歳	4歳	5歳
1号認定	27人	26人	27人
2号認定	7人	7人	6人

8 学級編制

当園の学級数は次のとおりです。ただし、園児数に応じて変動させる場合があります。

3歳児（年少）2クラス

4歳児（年中）1クラス

5歳児（年長）1クラス

9 保育料その他の費用負担

(1) 費用の種類と金額

ア 基本保育料

基本保育料は無償です。

対象期間：満3歳で入園してから小学校入学前まで

イ 教育充実費（特定負担額）

教育・保育の質の向上を図るため、基本保育料のほか、次の費用を別途ご負担いただきます。

なお、納入いただいた費用について、希望される場合は領収書を発行します。

項目	内容及び負担を求める理由	金額
教育充実費	行事費、冷暖房費、施設・設備の維持管理費、専門講師人件費	月額 2,500 円

ウ 実費

上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

これら以外に実費が発生する場合は、その目的や金額等について事前にご説明をします。なお、納入いただいた実費については希望される場合領収証を発行します。

項目	金額
給食費	主食相当額 一食 69 円 副食相当額一食 261 円
通園送迎費	バス利用者 月額 3,000 円
学用品	1号認定の園児及び2号認定の園児 入園時 制服等 40,000 円 教具 13,000 円

※給食費について

○副食費の免除

年収 360 万円未満相当の世帯及び全階層の第 3 子（※）以降は、副食費が免除されます。

（※）年収 360 万円相当以上の世帯は「第 3 子」の考え方について、兄、姉が幼稚園に入園しているなどの要件があります。

エ 預かり保育料

1号認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時間・時間帯	金額
教育時間前（7：30～9：00）	150 円
教育時間後（15：00～18：30）	1時間当たり 100 円
休業期間中（7：30～18：30）	1日当たり 1,200 円 (時間に応じて金額が異なります)

(2) 納入方法

上記の保育料及び教育充実費（特定負担額）は、当園指定の金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。引落手続等の詳細は、別途お知らせいたします。

なお、手数料（110 円）は保護者のご負担となります。

10 入園に関する手続き

(1) 1号認定を受けて入園する場合

募集要項（別紙）で定める方法により選考を行い、入園者を決定します。

入園願書（別紙）に本説明書の内容に同意する旨の書面を添えて、11月中にご提出ください。入園申し込みに当たり選考料として2,000円を徴収します。

選考結果は、願書をご提出の際にお知らせします。

なお、2月に入園申込書その他の必要書類をご提出いただきます。

(2) 2号認定を受けて入園する場合

市町村（保護者が居住する市町村。以下同じ）に対し、利用申込を行ってください。

利用決定が通知され次第、本説明書の内容に同意する旨の書面（別紙）をご提出ください。

11 退園等に関する手続き

退園、転園又は休園することとなった場合は、可能な限り速やかに、その理由を記載した書面にて園長まで届け出てください。

また、市町村に対し、必要な手続きを行ってください。

12 教育・保育の提供の終了

次のいずれか該当することとなった場合には、教育・保育の提供を終了します。

ア 園児が小学校に就学したとき

イ 園児が退園又は転園することになったとき

ウ 市町村が支給認定を取り消したとき

エ その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると認めたとき

13 学校医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科・内科

医療機関の名称	幸町中央診療所
医院長名	牧本 充生 先生
所在地	千葉県美浜区幸町 2-12-6
連絡先	043-247-2286

(2) 歯科

医療機関の名称	幸町団地歯科クリニック
医院長名	金子 早知子 先生
所在地	千葉県美浜区幸町 2-9-1-101
連絡先	043-247-6480

14 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の体調急変等への対応

当園は、教育・保育の提供中等に園児の体調が急変した場合、速やかに保護者に連絡するとともに、園医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

(2) 非常災害時等の対策等

当園は、非常災害、火災等が発生した場合、別途マニュアルに基づいて、園児の安全を確保し、保護者や関係機関への連絡その他の必要な措置を講じます。
また、事前に登録された方に、本人確認の上で園児を引き渡します。

大規模地震等の災害発生時の避難場所は次のとおりです。

	避難場所	所在地
第一避難場所	園庭	千葉県美浜区幸町 2-9-3
第二避難場所	幸町第一中学校	千葉県美浜区幸町 2-12-7

(3) 緊急時における関係機関との連携

当園は、非常災害時等、緊急を要する事態が発生した際、下記の関係機関と連携して対応します。

警察署	千葉西警察署
消防署	千葉県美浜消防署高浜出張所
医療機関	幸町中央診療所

15 要望・相談及び苦情の受付

当園は、次のとおり、保護者からの要望・苦情等を受け付ける体制を整備しています。

相談・苦情受付担当者 (受付窓口)	氏名：市川 史子 電話番号：043-247-3921 利用時間：9：00～15：00
相談・苦情解決責任者	氏名：水藤 リエ 電話番号：043-247-3921

16 虐待の防止

(1) 職員による虐待の防止

当園は、職員による園児に対する虐待を防止するため、周知徹底を図るとともに、定期的に研修を実施します。

(2) 家庭等における虐待の防止

当園は、虐待の兆候を見逃さないよう、園児や家庭の様子等に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。

また、育児に対する不安や悩みを軽減するため、保護者からの相談等に応じます。

17 保険等に関する事項

当園は、万一の場合に備え、次の保険に加入しています。

保険の種類	概要	保護者負担額
あいおい損害保険	当園内で発生した事故、通常の登降園経路で等、当園管理下における災害が発生した際給付を受ける	負担額なし

18 個人情報の取扱い

当園は、正当な理由がない限り、職員（職員であった者を含む）が業務上知り得た園児及びその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。また、市区町村が認定する毎月の基本保育料に関する情報は、当該市区町村との間における施設給付費の請求・受給に係る事務に必要な範囲に限り利用します。

19 本説明書の内容の変更

本説明書の記載事項が生じる場合には、事前にその内容をご説明します。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、「認定こども園あいらす幼稚園 重要説明書」に基づき説明を行いました。

年 月 日

園名： 古川学園 認定こども園 あいらす幼稚園

所在地： 千葉県美浜区幸町 2-9-3

説明者： 職 園長 氏名 水藤 リエ

私は「認定こども園あいらす幼稚園 重要事項説明書」に基づいて利用に当たっての説明を受け、その内容に同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名： 印（署名でも可）

児童から見た続柄：